

令和3年12月3日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	10 番	伊 東	茂
2 番	池 田	廣 志	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稲 富	雅 和	16 番	角 田	一 美
9 番	勝 屋	弘 貞			

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 川	清 高
事 務 局 長 補 佐	樋 口	貴 司
議 事 管 理 係 長	富 岡	明 美

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	田	崎		靖
総	務	松	林		聡
市民部長兼福祉事務所長		橋	村	直	子
産	業	下	村	浩	信
建	設	寺	山	靖	久
総	務	岩	下	善	孝
総	務	藤	家		隆
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		川	原	逸	生
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		村	田	秀	哲
税	務	吉	牟	田	剛
保	險	広	瀬	義	樹
福	祉	中	村	祐	介
商	工	江	島	裕	臣
教育次長兼教育総務課長		山	口	徹	也

---

## 令和3年12月3日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第66号 令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第8号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第47号 押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第48号 鹿島市個人情報保護条例及び鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第49号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第50号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第51号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第52号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第53号 鹿島市干潟交流館設置条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）

---

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。現在の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷川事務局長。

○議会事務局長（谷川清高君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案1件の追加提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付し

ております議案書（その3）の目次に記載のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

##### ○議長（角田一美君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第66号の1議案を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

##### ○市長（樋口久俊君）

おはようございます。本定例会に提案をいたしておりました各議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案をいたします議案は、補正予算1件でございます。

それでは、議案第66号 令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第8号）について申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に241,000千円を追加し、補正後の総額を17,060,521千円といたすものでございます。

歳入では、国庫支出金で子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を計上し、歳出では、民生費で、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、子育て世帯を支援するための子育て世帯への臨時特別給付金給付事業を計上いたしております。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

##### ○議長（角田一美君）

お諮りいたします。議案第66号は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（角田一美君）

異議ないものと認めます。よって、議案第66号は委員会付託を省略することに決しました。

#### 日程第2 議案第66号

##### ○議長（角田一美君）

次に、日程第2．議案第66号 令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第8号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。村田企画財政課参事。

##### ○企画財政課参事（村田秀哲君）

おはようございます。それでは、議案第66号 令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第8

号)について御説明いたします。

今回の補正は、緊急な対応が必要なものについて追加提案するものでございます。

議案書(その3)は1ページとなっております。

本案について、別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

補正予算書(第8号)と議案説明資料(その3)で御説明いたしますので、お手元に御準備をお願いいたします。

補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に241,000千円を追加し、補正後の予算の総額を17,060,521千円といたすものでございます。

2ページから3ページにつきましては、今回補正の集計表となっております。

4ページから5ページは、今回補正の事項別明細書でございます。

補正予算の概要につきましては、別冊の議案説明資料(その3)で御説明いたします。

議案説明資料の1ページから3ページは、今回補正の増減比較表となっております。

1ページは歳入の増減比較表、2ページは歳出の目的別増減比較表、3ページは歳出の性質別増減比較表でございます。

4ページをお願いします。

上の欄、歳入について御説明いたします。

ナンバー1、14款2項2目、児童福祉費国庫補助金は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金で241,000千円を計上いたしております。

下の欄、歳出について御説明いたします。

ナンバー1、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業(先行給付金)は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、子育て世帯を支援するため、臨時特別給付金、児童1人当たり50千円を支給する経費として241,000千円を計上いたしております。内訳は概要欄に記載のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○議長(角田一美君)**

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。10番伊東茂議員。

**○10番(伊東 茂君)**

おはようございます。10番議員の伊東です。

この子育て世帯への給付というものは、今まででもいろいろテレビであり、様々なニュース等で流れてきた分、これがいち早く50千円の給付というふうになるわけです。

先ほど全員協議会の中で議員に対しては説明があったわけですけど、やはりケーブルテレビ等を御覧の皆さんは、どういうふうな内容でこれが支給をされていくのか、対象の人数はどのぐらいになっていくのか、そういうふうなものもあると思います。繰り返しになるかも分

かりませんが、その辺り、鹿島市における対象人数がどのくらいであるということ、そして、12月24日から配付が始まるということですが、その辺りももう少しケーブルテレビを御覧の方にも分かりやすいように再度御説明をいただければと思います。

**○議長（角田一美君）**

中村福祉課長。

**○福祉課長（中村祐介君）**

お答えしたいと思います。

子育て世帯等臨時特別支援事業ということで、今回、国から18歳以下の児童がいる世帯へ、まず、対象児童1人につき50千円の給付金の支給を行います。

対象児童といたしましては、児童手当の受給者、これは中学生まで、平成18年4月2日以降に生まれた児童でございますが、それがまず対象者としてあります。それから次に、基準日である令和3年9月30日以降出生された新生児ということで、令和4年3月31日までに出生された新生児というのも対象になってきます。それから3番目に、高校生などが支給対象になっておりますが、市内で大体4,770人の児童を対象にしております。ただし、令和3年9月分の児童手当の特例給付の支給の方、こちらが報道でも言われているように所得制限以上の所得の方については対象外になるというようなことでございます。

それから、支給までのスケジュールについて御説明をさせていただきます。

議決を今回いただきましたら、児童手当受給者への支給のお知らせを個別に通知にてお知らせいたします。児童手当受給者の方々は申請は不要ということになっております。支給につきましては、年内の12月24日を予定しております。

次に、公務員の方や、高校生のみを養育されている世帯の方については申請が必要となってまいります。申請以外の個別の通知を12月13日の週に発送いたしまして、12月20日から申請受付を行いたいと思っております。申請につきましては、郵送での申請も可能としておりますので、必要事項を御記入していただいて同封の返信用封筒で返送していただくというような形も考えております。支給につきましては、申請のあった方々から順次、口座へ振込を行っていく予定としております。

以上でございます。

**○議長（角田一美君）**

10番伊東茂議員。

**○10番（伊東 茂君）**

御説明ありがとうございます。分かりやすく言えば、小さい、生まれてからのお子さんから高校生までが支給の対象になっていると。それが鹿島市では、国が算定した児童の数が4,770人ということですね。実際はそれから9,600千円以上の収入がお父さんかお母さんどちらかが、世帯主があった場合は、その方たちの分は省かれるということになると思います。

12月24日に支給を予定ということですが、この対象の方たちには24日から順次、口座等に振り込んでいくのか、それとも一斉に24日は振り込まれているのか、それについてお答えください。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

12月24日に支給を行いますのは児童手当の受給者ということで、こちらが口座を全て把握しておりますので、一斉にその方たちについては支給をするということでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

それでは、12月24日、クリスマスイブの日ですけど、この日に現在も児童手当を受給されている方には振り込まれますよということですね。そのほか、公務員の方であったり、そういう方、申請等もありますので、若干ずれてくるということでも理解してよろしいですね。——分かりました。

テレビ等で報道されているのは、現金50千円、そして、春ぐらいに子育てのために必要なクーポン券という形での支給等も考えられているようですが、それについて国から何かしら今後の予定等の通知があっているのか、それについてお答えください。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

児童1人当たり50千円のクーポン券につきましては、本日午後から説明会がございます。そこである程度ことが示されると思いますけれども、国から詳細の内容とかスケジュール等が示され次第、予算化等に向けて準備を始めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

質問はこれで終わりたいと思いますが、次のクーポン券配付に関しても、やはり簡単なやり方ですね、いろいろ手続が面倒である、そして、クーポンをもらったとしても、それをどういうふうな形で使えるのか、そして、その使えるお店は市内どこでもあるのか、そ

うことも含めて担当課も検討をしていただきたいし、せっかく国から対象者の方に受給されるんだったら有効に使えるように、これから数か月ありますので、そこの辺りを考えておいていただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑はありませんか。5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

5番議員、樋口作二でございます。

今回の給付は、衆議院選挙等で公約があったものが実行されたというふうに理解しております。

2年前ですかね、特例給付金の支給のときにもかなり問題になりましたけれども、実際支給された金額に係る手数料が莫大になると。今回も何か1,200億円ぐらいかかるんじゃないかというふうなことで議論になっていますけれども、それは国の話です。

ここで、要するに241,000千円来たうち、実際子育て世帯へ給付される金額は238,500千円というふうなことを書かれておりますが、若干手数料がかかるというのはよく分かるんですけども、システム改修委託料2,500千円ですかね、これを使われておまして、これが国からのシステムを引き継いでしなければいけないので支払うのか、それとも市当局で直接依頼をされてシステムを改修するというふうなことで使われるのか、システム改修の委託先とか、ここを指定された理由とか、その辺があったら教えてください。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

このシステム改修費につきましては、杵藤地区でシステムを共同でやっておりますので、基幹システム、RKKシステムを導入しております。それに新しく給付金の項目を作成するというようなことの経費で——作成するというか、そのシステムを組み込むというような経費でございまして、例えば、対象者の絞り込みをシステムで行ったりとか、通知物の作成を行ったりとか、そういったもので考えております。ですから、杵藤地区全体で行いますので、全体の経費を各市町で割って負担するというようなことになっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

システムは分かりました。



それで、杵藤地区全体でシステムを改修されるときに、各市町がそこにかかるであろうお金を払い込むということですが、何かやっぱりそれをするために、全体でいうと結構な金額になると思うんですけど、そういうふうにはたくさんのお金がかかるものなんでしょうね。その辺はいかがでしょうか。こんなにたくさんかかるのかなというふうなイメージもあるんですけど、いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

この給付金につきましては、いろんな係る経費も——以前も給付金の支給が続いておりまして、そのときにもその都度システム改修を行っております。杵藤地区全体で、広域圏で契約をして、それから市町村割という形になるんですけども、大体これくらいの金額かなというふうに認識をしております。

○議長（角田一美君）

5 番樋口作二議員。

○5 番（樋口作二君）

最後です。要するに、特例給付金の中抜きというのが以前問題になったと思います。今回もそういうことがないように、ぜひ——地区ではないのかなというふうに思いますけれども、そういったことにも目を光らせて、国のお金ですから、国民の方に、市民の方に十分に伝わるといった政策を考えていただきますようお願いいたしまして、終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第66号 令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第8号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第66号は提案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第47号

#### ○議長（角田一美君）

それでは、日程第3．議案第47号 押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。藤家総務課参事。

#### ○総務課参事（藤家 隆君）

おはようございます。それでは、議案第47号 押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書は1ページ、議案説明資料も1ページからとなります。

初めに、議案書の1ページをお願いします。

提案理由は、押印を求める手続等を見直し、市民の利便性の向上を図るため、関係条例を改正したいので、提出するものです。

2ページには、今回改正いたします3つの条例の改正の内容を記載しています。

それでは、議案説明資料で説明しますので、議案説明資料5ページをお願いします。

まず、1番目の改正理由ですが、市民から提出される申請、届出などの行政手続について、押印の見直しを行い市民の負担を軽減するとともに、サービスの向上を図ることを目的に、所要の改正を行うものです。

2番目の経緯ですが、鹿島市では、平成6年度に戸籍謄本の交付など5種類の手続について押印を廃止し、窓口手続の簡素化を図っています。当時の新聞記事によりますと、市民課などの窓口に来られる方の約1割が印鑑を忘れることがあり、印鑑の代わりに拇印を押すことで手が朱肉で汚れるため、当時の7市の中で先駆けて実施をしています。

国においては、新型コロナウイルス感染拡大防止及び行政手続のデジタル化を見据えて様々な見直しが進められており、令和2年12月18日付で地方公共団体における押印見直しマニュアルが示されました。

本市においても、国のマニュアルを基に令和3年9月9日付で押印の見直しに関する基本方針を策定して、押印廃止を原則として全庁的に見直しを進めてきているところです。

3番目の改正内容ですが、今回、国の政令及び準則の改正に伴い、市の条例に関する次の3つの条例を一部改正し、押印に係る部分を廃止するものです。

1つ目に、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正、2つ目に、鹿島市火入れに関する条例の一部改正、最後に、鹿島市固定資産評価審査委員会条例の一部改正になります。

施行期日は、公布の日となります。

議案説明資料の1ページをお願いします。

新旧対照表になりますが、1ページには職員のサービスの宣誓に関する条例、2ページは鹿島市火入れに関する条例の、それぞれ様式に係る部分の押印廃止の新旧対照表を、3ページと

4 ページは鹿島市固定資産評価審査委員会条例の条文に係る部分の押印廃止の新旧対照表となっていますが、説明は省略いたします。

最後に、議案説明資料の 6 ページをお願いします。

参考として、今回の条例改正以外の各課が所管しています規則、要綱などの押印見直しのスケジュールになります。

本年 9 月に庁内各課に照会をかけて、現在、総務課において集計を行い、速報値といたしまして、押印が必要な手続の件数が全体で 1,290 件、そのうち押印廃止できる手続の数が 1,050 件、割合として約 8 割が見直し可能となっています。その大部分は申請書などの様式類になります。

なお、引き続き押印が必要なものは、地方自治法など国及び県の法令等により押印が義務づけられているものです。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

**○議長（角田一美君）**

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。6 番中村和典議員。

**○6 番（中村和典君）**

おはようございます。6 番議員の中村和典です。ただいま提案されました議案につきまして質問いたしたいと思っております。

ちょうど思い起こしてみますと、昨年 12 月定例会におきまして、私は印鑑の廃止について一般質問をいたしております。それで、そのときは取扱いが決まったばかりで、内容的にはまだこれからという状況でございましたが、そのとき総務課長のほうから丁寧な答弁をいただいております。その状況を今回また振り返ってみましたので、途中は省略をいたしますが、紹介いたしたいと思っております。

「総務課のほうからは印鑑の廃止について、現在どのような検討、そして作業を進めているかということについてお答えしたいと思います。鹿島市の過去の取組を紹介したいと思いますけれども、押印の廃止につきましては、平成 3 年度から検討を始めて、平成 6 年 4 月 1 日時点において、市民課のほうですけれども、市民が申請する書類のほとんどの押印を廃止して、その後、現在まで段階的に全庁的な廃止の取組を継続しているところでございます。この廃止の取組といたしましては、今でいう、まさしく今、国がやっておられる方針を定められた行政手続の簡素化、あるいは住民サービスの向上を目的とするものでございまして、県内の当時 7 市では初の取組としてマスコミにも紹介をいただきまして、全国的にも数少ない事例となっております。このことから、鹿島市の取組は今後の政府の取組に対しては、今どうこうというよりも、既に平成 6 年度から全国に先駆けた事業を行ってきたあかしになると判断しておりますので、今後も臨機応変に対応して継続していく予定でございます。」というふうに総務課長が答弁されております。

それで、今回、この条例が提案されまして、私の気づきといいますか、感想を含めながら質問したいと思いますが、本日、議案説明資料の5ページ、6ページの内容を拝見いたしますと、国においては令和2年12月18日付で押印見直しのマニュアルが示された。それを受けて、鹿島市では令和3年9月9日付で基本方針を策定し、見直しを進めておられるというふうな報告がっております。

なお、この完了の見込みにつきましては、来年3月に予定ということで報告を受けております。

それで、まず私が確認をしたいのは、国のマニュアルが示された時期と今回この議会に上程をされました時期のタイムラグの問題でございます。まず、取組が遅れているんじゃないだろうかというふうな感じがしたわけでございます。

それで、今回この条例改正の中身を見てみますと、ただいま提案ございましたように、3つの条例に限って上程をされております。

それで、今後、数ある見直しの中で、この3つに限定した条例改正がどういう根拠でできたのか、まず、この点についてお答えください。

○議長（角田一美君）

藤家総務課参事。

○総務課参事（藤家 隆君）

お答えいたします。

中村議員御承知のとおり、県内では先行する形で武雄市と鳥栖市が令和2年度中に押印見直しを終えられています。そのほかの市は鹿島市と同じく、今年度中の見直しを計画されているところです。各課所管の要綱等は原課で管理しているため、押印廃止の方針について各課ばらばらだと温度差が出てしまいますので、統一の見解で見直しをするため、方針の作成に慎重を期したところです。

それと、今回この3つの条例改正を行うわけですが、これは先ほど説明しましたとおり、国及び県の法令及び準則で鹿島市の条例に関する部分がこの3本だったということで今回の改正となっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

6番中村和典議員。

○6番（中村和典君）

ありがとうございました。

それでは、議案説明資料の6ページに戻りたいと思いますが、先ほど参事からも説明がありましたように、現在鹿島市において押印が必要な手続の総数が1,290件、そのうち廃止できるものが1,050件ということで、これは全体の約81%に当たるということで発言がござい

ました。また、引き続き必要な数は240件程度ということで、現在私たちに示された内容では速報値ということで示されておりますが、これが確定値に変わるのはいつ頃の時点を考えておられるのか、まずこの点。

それから、市民の利便性を図ることを目的に、今回この押印見直しの取組を行っているということで先ほど説明があったわけですが、私としては、市役所としてはいろいろな事務事業が各課にまたがっているので時間がかかっているというふうな認識がございますが、今回この廃止に持ち込む事務事業が、鹿島市民にとってどういうものがこういった部類に属するのか、そういったものを私たち議会議員そのものにも全く提示がされておられません。

それで、こういったものについては既にリスト化されて総務課のほうで検討されていると思いますので、そういった根拠的な資料については議会に早急に提出すべきじゃないかという判断をしているわけですが、その辺の認識について再度お伺いしたいと思います。

**○議長（角田一美君）**

藤家総務課参事。

**○総務課参事（藤家 隆君）**

お答えいたします。

押印見直しのスケジュールにつきましては、議案説明資料の6ページの上段にありますように、今年度、令和4年3月に庁内の押印見直し完了を予定しております。

あと、各課からこういった要綱、規則、手続があるのか、総務課のほうで調査をして、一応こういった冊子、一覧表にしておりますので、（現物を示す）これについては議会のほうにお示しできる内容となっておりますので、お示ししたいと考えております。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

6番中村和典議員。

**○6番（中村和典君）**

それでは、最後の質問にしたいと思います、総務部長の見解を確認したいと思います。

今、参事のほうからはいろいろ要領とか規則とか、そういったものが確定してからまた発言をするということでございますが、そういったリストが既にあるということであれば、いつの時点で議会に提示していただくのか、その点。

それから、私たちはやっぱり文章だけではなかなか、承認できるのかできないのかの判断に困りますので、今回の条例改正は3条例だけでございますが、今後、随時またこういった形で押印見直しに関する条例が上程されたときに非常に困るわけでございますので、今回の3つの条例の改正について、私の感じとしては拙速過ぎるのではないかという感じがいたしますが、その辺の取扱いについて、総務部長の所感をお伺いしたいと思います。

**○議長（角田一美君）**

大代総務部長。

○総務部長（大代昌浩君）

お答えします。

まず、今回の条例改正が3本だったということについて御説明いたしますけれども、今回、押印を見直すということで、できるだけ住民の負担軽減を図るということでやっております。押印を求める条例、これを法令の縛りがない部分についてはこの3本だけだったということです。これ以上押印の見直しの条例改正をするということは、法令等で改正があった部分についてのみということになります。条例につきましてはこれで一旦終わりということになります。

大体押印を求めるのは規則とか要綱で請求書とか同意書、そういったものの類いになるかと思っておりますので、当然条例以外の規則、要綱になるかと思っております。これについては、これを議会の皆様とか住民の皆様にお示しするというよりは、できるだけ押印を廃止するというスタンスで私どもは思っておりますので、内部事務処理の事務上進めさせていただきたいと思っております。先ほど参事が申しましたように、速報値では調査表をずっと各課で調査しておりますので、例えば、福祉であったら保育所の入所申請から、数多くあります施設の利用申請とか、あと請求書とか、そういったものの一覧表になりますので、それをまとめた分につきましてはお示しすることができます。いつの時点かという、これについては規則、要綱をまとめて改正するのか、それとも順次改正していくのかというのは内部でも今議論しているところでありますので、住民の方のサービスを向上させるためにはできるだけ早くやりたいと思っておりますので、タイミングについてはこちらで検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

12番の徳村です。1点だけお伺いをいたします。

今、これは市の条例を3つ改正するというでなっておりますけれども、多分、上位法に基づいて変えていくという流れだろうと理解しております。これからいきますと、県とか、あるいは法務局、いろんなどころ、ハローワークもそうでしょうけど、こういったところの押印に関する状況というのはどういうふうな流れになっているか。市だけじゃなくて全体的にこういうふうな流れになっているのかどうか、その状況が分かればお伺いをいたします。

○議長（角田一美君）

藤家総務課参事。

○総務課参事（藤家 隆君）

お答えいたします。

佐賀県においては、実は1998年度に県民からの届出等については原則押印廃止を全国に先駆けてされています。あと、ハローワークとか総務省とかそういったところは、今回、国の押印廃止のマニュアルは、住民サービスですね、住民からの申請書等による押印廃止をまず求められております。具体的な例を言いますと、例えば、年末調整時に使う扶養控除の申請書等は、昨年までは押印が必要だったんですけど、今年度からのやつは既に押印が不要になっていますので、それぞれ省庁の考え方によって押印廃止については随時されていくものだとして認識しております。

以上です。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

あと、これは市民に対する押印の必要がないということですが、法人に関してはまだ全くその辺の押印の手続というのは進んでいないのでしょうか。

○議長（角田一美君）

藤家総務課参事。

○総務課参事（藤家 隆君）

お答えいたします。

例えば、法人でよくあるのが契約書ですね。契約書については、地方自治法のほうで押印が求められております。法人だったり個人の方の請求書につきましては、既に廃止をされている自治体もございますので、ここは鹿島市においても今後の課題というか、内容を精査して、廃止できるかどうか、その辺は今後詰めていきたいと考えているところです。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

私が感覚的に思うのは、市役所との契約の中で法人の印鑑がなかったりするケースが見受けられたときもあったと思うんですけど、そういったときに、改めて印鑑をもらわないときちんとした契約書にならないということも多々あったと思うんですね。

ですから、そういうふうなことがないように、これから——もちろん市民といえば法人も市民も皆さん一緒ですから、そういった部分で二重、三重に手間がかからないように、これは印鑑抜きにしても、手続関係は簡略化していただいて、市民の皆さんの負担をできるだけ軽い方向にさせていただけるようお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

13番福井正です。1点だけ質問いたします。

戸籍に関することは押印が必要ではないというふうに回答されていますけれども、あと、証明ですね。例えば、納税証明とか印鑑証明とかがありますが、これに関してはどうなんでしょうか。押印が必要なんですか。

○議長（角田一美君）

橋村市民部長。

○市民部長（橋村直子君）

今聞かれたのは、納税証明や印鑑証明の申請書の押印のことですよ。それに関しては押印は必要ないんですけれども、ただし、市民課などでは申請に来られた方の本人確認は必ずしております。だから、その場にお持ちの免許証であったりとか保険証などで本人確認をすることで、その方が真に本人であって正確に申請されているということを確認するようにしております。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

必要じゃないということでしたけれども、例えば、印鑑証明に関しては一応本人確認をされるんでしょうけれども、代理で来た。本人確認ができないという場合もあるんじゃないかなと思います。というのは、印鑑証明というのは金融機関から借入れ、あと、車の購入等で必要なものなんです。だけど、代理で来られて、それを悪用されるというようなことが起きないかなという心配があるんですけれども、いわゆる免許証等での本人確認だけでそれは十分だということよろしいですか。

○議長（角田一美君）

橋村市民部長。

○市民部長（橋村直子君）

まず、印鑑証明に関しては印鑑登録証がないと申請できません。だから、まず、誰のを取りたいのかというのは印鑑登録証で分かります。ただ、そこに来られて請求されている方が、名前を書かれている方が本人であるかという確認はやはりそういう形ではないといけないので、印鑑証明以外の、例えば、住民票とか戸籍を代理で取るという場合には、必ず委任状をつけていただかないと出すことはできません。また、郵便請求なども同じように、本人が請求しないでほかの方がされるときにはやっぱり委任状という形になります。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）



その委任状には押印が必要なんですか。本人の代わりに代理人が来るときに、委任状には押印が必要ないのか必要なのかということです。

○議長（角田一美君）

橋村市民部長。

○市民部長（橋村直子君）

今のところ委任状に関しては、そこに御本人がいらっしゃらないので確認ができないということで、一応税務課も市民課も押印はしたものを委任状として頂いております。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第47号 押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第47号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第48号

○議長（角田一美君）

次に、日程第4．議案第48号 鹿島市個人情報保護条例及び鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原逸生君）

議案第48号 鹿島市個人情報保護条例及び鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書、議案説明資料で説明いたしますので、御準備方お願いいたします。

議案書の3ページをお願いいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

改正内容等につきましては、議案説明資料で説明いたします。

議案説明資料 8 ページをお願いいたします。

1 の改正理由でございます。令和 3 年 5 月 19 日に公布をされましたデジタル庁設置法附則第 41 条及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、デジタル社会形成整備法第 55 条の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

2 の主な改正内容です。

1 点目は、デジタル庁設置法関連で、番号法第 2 条第 14 項で規定する情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されるため、条例で規定する情報提供等記録の訂正を行った場合の通知先を総務大臣から内閣総理大臣に改めるものです。

2 点目は、デジタル社会形成整備法関連で、番号法に新たに第 19 条第 4 号が追加されることに伴い、改正前の第 4 号以降の規定が 1 号ずつ繰り下がります。これに伴い、個人情報保護条例及び個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の中で引用しております条文の改正を行うものです。

3 の施行期日は、公布の日からです。

8 ページから 9 ページは、本条例の改正要因となりました番号法の新旧対照表を参考に記載してございます。

また、7 ページは、改正する 2 つの当該条例の新旧対照表となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○議長（角田一美君）**

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。10 番伊東茂議員。

**○10 番（伊東 茂君）**

10 番議員の伊東です。

今説明を聞いていて、改正になるわけですけど、今まで総務大臣が設置・管理主体となっていたのが内閣総理大臣に変更されることでどのように変わるというか、何のためにこれはこういうふうにするんですかね。まず、それを教えていただいていた方がいいですか。

**○議長（角田一美君）**

川原企画財政課長。

**○企画財政課長（川原逸生君）**

お答えをいたします。

本年 9 月 1 日にデジタル庁が設置をされました。これに伴い、内閣直属のデジタル庁を設置されました。それまでは各省庁においてあったわけですが、内閣直属となったということで、各省庁や自治体のデジタル化を推進していく、しかも強力に推進をしていくということで、デジタル大臣のほか、特別職のデジタル監等を置くとともに、デジタル庁は各

省庁への勧告権等を有することになります。デジタル社会の形成に関する司令塔として、国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、またはマイナンバー等の業務を強力に推進していくこととされております。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

さっきおっしゃったように、マイナンバーとか、そういうふうな個人情報の保護のことが内閣総理大臣ということで、そっちのほうに今度から変わるということは分かりました。

やっぱり今からはほとんどデジタル化になっていって、書面というか、そういうふうなものが変わっていく。保管もしやすくなるし、長い期間それを——今まで書類等はそういうふうな倉庫等も設置したり、非常に場所を取っていたのが、デジタル化によってその辺りは解消されていくでしょう。

しかし、一番の問題は、新たに出てきたコンピューター等のウイルスの侵入、そういうふうなものがまた問題になってきていますが、今、鹿島市のほうではそういうふうな対処法として、以前と変わったことをやっているのか、それとも今までどおりの保管のやり方をやっているのか、それについてお答えください。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原逸生君）

お答えをいたします。

2点ございました。まず、書類等の見直しでございます。これはデジタル関連法案、全部で6法ございますが、そのうち、先ほど御紹介をいたしましたデジタル社会形成整備法の中で、先ほどの議案にございました押印の見直し、または書面手続の見直し、この辺りの法律改正が一括して行われたところであります。今後、デジタル社会の進行に伴ってこういった書類等の見直しは進んでいくものということでありますし、また、庁内のほうでも全庁的な検討に移っているような状況でございます。

2点目として、デジタル社会が進行すれば、議員御指摘のとおり、ウイルス、またはセキュリティ、この辺りが非常に問題、また、課題というふうになってまいります。本市におきましても、この辺りは当然取り組む、しかも強力に取り組むべき課題として、本市におきますセキュリティポリシー、この辺りの方針を進めているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今おっしゃったセキュリティーポリシー、これは様々なところでいろんな個人情報を提出する場合、そういうふうなのも記載されています。

鹿島市において、その管理責任者は誰になっていますか。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原逸生君）

お答えをいたします。

デジタルに関するセキュリティー等については、企画財政課のほうで所管をいたしております、様々な情報収集等を行いながら、効果的な活用、または対策を練っているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。

ただいまの問題でお尋ねをしたいと思います、本当に初歩的なことだと思いたいますが、私は全くよく分からないんですね。

それで、ここでもデジタル社会の形成を図るためというようなことを書かれておりますが、ずばりデジタル化になることで、私たち市民それぞれ、全ての市民にどういう影響が出てくるのか、デジタル社会ということが進むことによって。その辺ですね、私は全く分かりませんので、お尋ねをします。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原逸生君）

お答えをいたします。

まず、国のほうにおきましては、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針というのがございます。その中ではこのように書かれてございます。デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、これは誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化というふうになっております。

そこで、どういうふうな影響があるのかということで、一例を申し上げますと、例えば、マイナンバーカードを使った事例といたしましては、既に行われております健康保険証としての利用、または運転免許証との一体化の計画、または住民票等のコンビニ交付とか、こういったことで、今後、行政サービス利用時等においても利用、活用が広がっていくものと思

われます。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

住民サービスの向上というようなことだと思います。例えば、保険証にしても、運転免許証にしても、何にしても、今のままでも全く私たちにとっては障害ない、問題ないというような形になっているわけですが、特に、カードだとかなんだとかいろんなことがたくさんなってきましたと、高齢化社会の中で、高齢者が本当にそれを管理し、また、それを活用するということが果たしてどうなっていくんだろうかと、その心配をします。若いときから慣れていって高齢化すればそれが自然的になるかも分かりませんが、今盛んにマイナンバーカードを作らんといかんとかいうことで、何か特典まで設けながらマイナンバーカードをとというようなこともありますが、本当に私はまだ分からないんですよ、その辺について。

だから、本当に住民サービスの向上ということが金を使ってその辺につながるのか。そこじゃなくて、今の状況の中で住民サービスをそれぞれの自治体が取組みれば、もっとやっていけるんじゃないかという私は単純な考えなんですけどね。その辺について、本当に個人情報の云々というようなことがやっていけるのか。

例えば、今いろんなニュースを見ますと、キャッシュカードなんかが思わんような形ですり替えられて高齢者の貯蓄が全部出されるとか、いろんな問題が起きていますが、そういう維持管理になりますと、こういうことになりますと、住民の暮らしを守るどころか、脅かされてくるというところが非常に大きいような感じがしますし、今もそういう問題も起きていますが、その辺について、国がそれを進めていくからそうだとということだと思いますが、行政の手数料も非常に多くなりますし、さらにはこの辺を市民に対してどこまで徹底していくのか。

今、マイナンバーカードを作れということでは言われていますが、正直言って私もまだ手を出しておりませんが、今、マイナンバーカードについてはどれくらい鹿島市民が登録をされているのか、まず、その辺をお尋ねします。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原逸生君）

お答えをいたします。

マイナンバーカードの取得状況でございます。直近で申し上げますと、11月21日現在であります。交付枚数1万2,313枚ということで、取得率は43.04%でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

約半数程度になりますかね。

これは私分かりませんが、マイナンバーカードを作るのは成人だけですかね。未成年者は関係ないんですかね。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原逸生君）

お答えをいたします。

全員でございます。市民の皆様全員ですね。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

余計私分からなくなりましたけどね、未成年者なんかが持っていてどうなのかと。それは成人が管理をしてくれると思いますが、本当に申し訳ありません、こんな質問をしましたが、分かりませんしね、市民の人たちもそういうのを作っている人たちもどうなるんだろうかという、まだ十分に理解されていない人も多いので、いろんな形で、例えば、市報だとかなんだとか、そういうのでいろんな形であらゆるところで皆さんが理解できるようなことで進めていかないと、嫌でもこの社会が進むということになりますと徹底されてくると思いますので、その辺についての取扱いは十分によろしくお願ひしたいと思います。私が十分理解できたときは皆さんも理解されると思いますが、よろしくお願ひをしたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第48号 鹿島市個人情報保護条例及び鹿島市個人番号の利用及び特定個

人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第48号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩をします。11時20分から再開します。

午前11時12分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

#### 日程第5 議案第49号

○議長（角田一美君）

次に、日程第5、議案第49号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。吉牟田税務課長。

○税務課長（吉牟田 剛君）

それでは、議案第49号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

提案理由は、商品であって使用しない軽自動車等に対する課税免除の制度を創設したいので、この案を提出するものでございます。

内容については、議案説明資料で御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

議案説明資料の11ページを御覧ください。

1の改正理由です。事業者が商品として所有し、使用していない軽自動車等について課税免除することにより、地域経済の活性化を図るために所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容です。現在、自動車市場における令和2年度軽自動車登録台数は、中古車が新車を上回る状況であり、中古車は生活に必要な移動手段となっています。

軽自動車の賦課対象は毎年4月1日時点での所有者であるため、展示販売している中古車は、所有者である事業者に課税されることとなり、販売価格への転嫁によって購入者の費用負担の増加につながる可能性があります。仮に、廃車手続を行えば課税はされませんが、手数料が発生します。そして、廃車手続を行った中古車が販売された場合に、また登録手続をしなければならなくなって、日にちも費用もかかり、事業者の負担、ひいては購入者の負担にもつながる可能性があります。

このような状況から、地域経済の活性化の一助として、商品として所有し、使用して

いない軽自動車等に対して、賦課初年度に限り課税免除を行いたいと考えています。

次に、3の施行期日は、来年の4月1日からとしております。

左のほうの10ページには、新旧対照表を載せております。今回の改正は、第81条の9、種別割の課税免除を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（角田一美君）**

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。8番稲富雅和議員。

**○8番（稲富雅和君）**

8番議員の稲富です。今回の件に関して、条例の制定についてお伺いしたいと思います。

この件に関しては、商品に対して課税されていた分が免除になるということは私もよかつたと思っております。今後、鹿島で自動車販売をされる方にも非常によい知らせになったのかなと思っている中でございます。

でもしかし、市に対しては少しばかりの影響があると思いますけれども、その点どう把握されているのか、お伺いしたいと思います。

**○議長（角田一美君）**

吉牟田税務課長。

**○税務課長（吉牟田 剛君）**

お答えいたします。

今回のこの自動車の対象になる台数としましては、多く見積もって約60台程度ということで考えております。税額については、多く見積もって約1,000千円ということで考えております。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

8番稲富雅和議員。

**○8番（稲富雅和君）**

分かりました。60台程度と1,000千円程度ということであります。

そういった中で、普通自動車に関しては県のほうが査定をしたりしていると思っています。今回こういった条例の制定について、確認事項ですよね、そういったことをされるのか、それとも事業者の自己申告にお任せするのか、その点をお伺いしたいと思います。

**○議長（角田一美君）**

吉牟田税務課長。

**○税務課長（吉牟田 剛君）**

お答えします。

基本的に申請主義ということで考えております。この新しい条例が創設できることになれ



ば、こちらのほうからその対象の業者さんのほうには通知もしたいと思っておりますし、今回議決をいただければ、ホームページにすぐアップをしたいということでは考えております。以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今回提案された分は所掌の分でもないので、今初めて説明を聞いて考えているところですけど、鹿島市において令和2年度、軽自動車の登録台数は全体の何割ぐらいあるんですかね。その辺りとか把握はされていますか。

○議長（角田一美君）

吉牟田税務課長。

○税務課長（吉牟田 剛君）

お答えいたします。

軽自動車等ということで、スクーター等も全部入りまして約1万6,000台が登録されております。そして、そのうちの4輪の軽自動車ということでは約1万3,000台ということで、パーセンテージはちょっと分かりませんが、そのようにほとんど軽自動車のほうが多いということにはなります。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

軽自動車が狭い道路とか小回りも利くし、非常に便利ではあるということで、市内にも1万6,000台ぐらいは、だから、1万世帯と考えると、一家に1台から2台近くあるということになりますね。

先ほどの説明の中で、初年度に限り税を改正するということですが、ちょっと気になるのが、年代物のクラシックカーとか、こういうふうなものを販売店とかが所有されている場合は、じゃ、令和4年4月1日から令和5年3月末までで、それ以降は税はずっと以前のとおりに発生していくというふうに理解をするんですかね。

○議長（角田一美君）

吉牟田税務課長。

○税務課長（吉牟田 剛君）

お答えいたします。

基本的に4月1日時点で持っている軽自動車を対象にしますが、前年度に販売のために購入された車に対してのみの課税免除ということになります。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

じゃ、これは令和4年4月1日時点での所有者であるため、商品として展示している中古軽自動車は云々と書いてありますけど、じゃ、中古車販売店というか、そういうふうなところがその前の年度に購入した分が対象になるということで、令和4年度に購入した中古車に関してはこれは適用されないと——ああ、なるほど。すみません、ちょっと2人で目を合わせて言っていましたから。分かりました。じゃ、もう一回そのところを説明していただいでいいですか。

○議長（角田一美君）

吉牟田税務課長。

○税務課長（吉牟田 剛君）

御説明いたします。

今回の条例については、このような課税免除を行うということで制定しておりますが、これに対して手続等があります。これについて少し御説明したいと思います。

まずは、業者とこちらのほうで言っているところからです。一応許可証を持っている方、古物商許可、または質屋営業許可を持っている方ということでまずは限定をさせていただきます。販売目的で購入されたということで、一定の場所に展示をしてあって、写真を撮って出してもらおうとか、必ず公道は走らないということ、去年買ったもの、所有者が使用者と一緒にというような細かいところを決めるものでございます。

初年度に限り課税免除を行って、仮に1年間そのまま残ってしまった場合は、その次の年度からは課税されるということで、これについては販売を促進していただいて流通を円滑化していただきたいというところでの初年度だけということで考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第49号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第49号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第50号

○議長（角田一美君）

次に、日程第6．議案第50号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

議案第50号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

議案書は7ページから、議案説明資料は13ページからでございます。

まず、議案書7ページをお願いいたします。

今回の提案理由ですが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

次の8ページですが、これは改正の内容になります。

改正の内容につきましては、議案説明資料で説明しますので、議案説明資料の13ページをお願いいたします。

13ページから14ページまでは新旧対照表でございます。説明は省略をいたします。

15ページをお願いいたします。

まず、1の改正理由ですが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）が令和3年7月1日に施行されたことに伴い、電磁的記録に関する基準を定める必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

また、この条例でいう家庭的保育事業等とは、児童福祉法の保育事業の一つとして位置づけられた事業で、家庭的保育事業のほか、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業を総称して家庭的保育事業等としております。この4つの事業につきましては、基本的には満3歳未満の子供を対象とした保育施設であります。現在のところ市内にはございません。

次に、2の主な改正内容について御説明します。

デジタル化の推進に伴い、事業者等の負担軽減を図るため、家庭的保育事業者等が作成、保存等を行うものや、家庭的保育事業者等と保護者との間の手続等に関係するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的記録による対応も可能とす

る規定を条例第50条として追加するものでございます。

次に、3の施行期日は、公布の日でございます。

また、参考までに、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の第49条の電磁的記録の条文を抜粋しております。この条文でいう書面等とは、具体的には保育に関する業務日誌や職員、児童の出席状況、会計に関する書類、施設の図面、施設の規定などでございます。

また、電磁的記録とは、データのことを示す法律用語の一つであり、電子メール、ウェブサイトの閲覧などの電子的方式と、データを保存するためのパソコンのハードディスクやDVD、CDなどの記録媒体である電磁的方式がでございます。

以上をもちまして説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（角田一美君）**

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

先ほどの質問と関連をしてくるわけですが、早速、デジタル化の推進に伴い云々ということが出てきておりますが、これまではいろんな問題を書面において保存とかいろいろされてきたと思いますが、これを電磁的記録により行うことができるということは、そこが変わったということですが、このことでちょっと私も先ほどからまだ分かっていないんですが、例えば、マイナンバーなんかを登録されていない方もあると思いますが、そういうことによって、預かる側、するところが、そういうのがないとうちは受け付けませんとか、極端な話、そういうことだって出てくる可能性もあるんじゃないかと私は心配するわけですね。だから、これは絶対あってはいけないことで、登録しないのはそれぞれの皆さんのお考えですから、その辺についてどういうお考えなのかですね。そこを心配します。

**○議長（角田一美君）**

中村福祉課長。

**○福祉課長（中村祐介君）**

お答えします。

このICT化、デジタル化の推進に関しましては、保育園の業務の効率化、負担軽減のために行われるものでございます。例えば、今あっているのが、登園管理システムといいまして、カード等を持たせて、延長保育をされた子供さんの管理だとか、そういったことで業務負担の軽減を図る、あるいは保護者への通知を、例えば、メールとかを使って一斉送信するだとか、そういった保育士の負担軽減のためにデジタル化を図るということで御理解いただければと思っております。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

保育士の負担軽減と言われると、いろいろ言われるかも分かりませんが、その保育士の負担軽減とか保育園のやりやすいからということ、それは分かりますよ。しかし、保育士の負担軽減ということになりますと、合理化のためにするわけですから、そういうことをするならば、保育士を増やして十分に手が行き渡るような形を取るとか、そういうことが私は必要になると思いますが、ただ、そういうふうにして登録がされていない人たちに対する、それは駄目ですよと、うちはこうですからそれをしてもらわんといかんですよということ強引に登録を強行するような方向に向かうことだって——嫌でも登録したくない人もおるとは思います。そういうことがあってはいけないと思うんですよ。そういうのが条件になって強行される可能性があるのでは心配をして質問しています。

確かに保育士さんたちは今大変ですよ。保育園も大変ですよ。しかし、それは何かというと、その体制の在り方ですからね。金を注ぎ込んでもっと保育士を増やして十分に行き渡るようにすればそういうところは改善できるわけですが、それを預ける側に押しつけてきたのでは私はよくないと思うんですよ。そういうことで質問いたしましたが、その辺について、いろいろそういう決まりですからということになると思いますが、そういう心配のないような取扱いをするような指導も私は必要じゃないかと思いますが、どうなんですかね。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

このデジタル化につきましては、強引に進めるというようなことではなくて、今、保育園のほうが負担軽減を図るためにデジタル化を図っているところも可能とするというようなことをこの法律で改正したところでありますので、そこはあくまでも強引に進めるのではなくて、そういうこともできますよというような趣旨を御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

その意味は分かりますがね、今はそうですけど、行く行くそう流れが行くというのは目に見えていると思うんですよ。そこはこれからのことですから、十分に行政としても対応していただくということをお願いして、終わりにします。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第50号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第50号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第51号

○議長（角田一美君）

次に、日程第7. 議案第51号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

それでは、議案第51号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

議案書は9ページから、また、議案説明資料は16ページからでございます。

まず、議案書の9ページをお願いいたします。

今回の提案理由ですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

次の10ページから12ページについては、改正の内容となります。

改正の内容につきましては、議案説明資料で説明しますので、議案説明資料の16ページをお願いいたします。

まず、16ページから20ページまでは新旧対照表でございます。説明は省略いたします。

21ページをお願いいたします。

1の改正理由ですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第53号）が令和3年8月2日に施行されたことに伴い、電磁的記

録に関する基準を定める必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

なお、この条例でいう特定教育・保育施設とは、具体的には保育所や幼稚園、認定こども園になります。

また、特定地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業をいいます。

また、特定子ども・子育て支援施設等とは、認可外保育施設、一時預かり事業などでございます。

次に、2の主な改正内容について御説明します。

保育所等が保護者に対して行う利用に関する重要事項の説明について、文書に代えて電磁的方法により提供できる規定を削除し、以下の電磁的記録による対応の規定に統一するものでございます。

これは、デジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者が負担軽減のために書類、帳簿等を作成、保存等を行うことや、保育所等と保護者との間の手続等に関係するもので、書面等によることが規定、または想定されているものについても、全般的に電磁的記録による対応も可能とする規定を追加するものでございます。

次に、3の改正条例の施行期日ですが、公布の日としております。

なお、参考までに、国の当該基準第62条における電磁的記録の条文を抜粋しております。

この条文でいう書面等とは、具体的には保育所等で使用する業務日誌や会計に関する書類、施設の規定などの内部文書のほか、保護者との間の手続等に関する連絡帳やお便りなどでございます。

また、電磁的記録とは、電子メール、ウェブサイトの閲覧など電子的方式と、データを保存するためのパソコンのハードディスクやDVD、CDなどの記録媒体である磁気的方式がでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

先ほどの議案第50号の審議と全く同じだと思いますので、私はもういろいろは申しませんが、先ほど申しましたように、取扱いについては十分行政として注意をしながら、強行にならないような、そういう形で進めていただくのだけはお願いをしておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

10番議員の伊東です。

先ほどからあっているように、デジタル化によって保育所運営、いろんな事務的なものの軽減化、これは私は必要だと思います。ただ、ずっとこのデジタル化の様々なところの審議を今しているわけですけど、先ほども出てきたと思いますが、やっぱりセキュリティーポリシー、それとあと、これを管理するのは多分施設長になると思うんですけど、その責任とかはどういうふうになっているのか、それについてお答えください。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

データの管理責任ということなんですが、それは保育園にあるんですが、デジタル化の推進については、こういったICT化の、先ほど申しました登園管理システムだとか、保護者への通知ソフトだとか、そういったことに関しましては、当然ウイルスの対策ソフトが組み込まれておりますので、そこは十分安心していただいてもよろしいかと思います。

それと、保育所等に使用に慣れていただくというところも福祉のほうからも推進をしております、なるべくその辺の——今、過渡期にあります。紙ベースを使っている保育所も当然ございますので、そういったところで導入を図ったところはなるべくデジタル化の使い方というのを推進して慣れていただくように福祉課のほうからもお願いしておりますので、今後とも進めていきたいというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今答弁していただきましたけど、私が質問しているのはちょっと違うんですよね。個人情報デジタル化になることによって、ややもすると、USBメモリ等を使ってコピーができて流出が可能ではないかと、よそに持ち出すことが。その規定がどうなっているかと。これは保育所に限らず、全てのところですよ、庁内であっても。

先ほども私が聞いたときに、1つは企画財政課がそういうふうなのは管理をすとおっしゃったと思いますが、じゃ、この保育所の場合は、福祉課がそれを何かしら管理というか、そういうふうなものの責任者としてなるのか、それとも各保育所、認定こども園、そういうふうな施設長に、もし流出をした場合は罰則規定ができていいのか、それについてお答えください。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）



お答えします。

先ほど議員が申されたUSBの流出、これについては非常に深刻な問題というか、全国でもこういった問題が出てきておりますので、ここは本当に気をつけるところだと思います。これについては、福祉のほうからも保育行政説明会を定例でやっていますので、保育園のほうに指導をしていきたいと思っております。

それから、先ほど申された罰則規定とか、そういったことに関しても保育園と十分協議をしながら、保育園の状況というか、それも保育行政説明会でいろいろ聞きながら、一緒につくっていければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原逸生君）

セキュリティー関係について御指摘があつてございますので、私のほうから申し上げたいというふうに思います。

国のほうでDX推進計画等が策定され、取組方針等が示されております。その中で重点取組事項として、セキュリティー対策の徹底、これが挙げられております。その内容につきましては、2020年に国のほうでセキュリティーポリシーガイドラインが改定をされてございます。地方においても、新たなセキュリティー対策、それと、先ほど申し上げましたセキュリティーをどういうふうにしていくのかというところを今現在検討しているところであります。

デジタル化によりまして、限られた人員の中で、いかに効率・効果的な事務事業をするか、もしくは市民の皆様の利便性の向上等を図っていくか、ここは重要であろうというふうに思いますし、それで効率化したのを、なかなかふだんできない業務に充てるというふうな基本的な考えもございますので、以上申し上げます。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

やはり今、現代社会において、個人情報流出というのは、多様化する犯罪の中で、これがお金に換わるというような犯罪にもやっぱりなってくるわけですね。

今、教育長もいらっしゃいますけど、小学校とか中学校は名前札等も廃止になって、そういうふうなのが分からないようになっていきます。登下校中にそういうのを見られて、何かしらの犯罪に巻き込まれることがないようにということになっていくと思います。保育園児にしても、小学校入学未満の園児ですので、非常にいろんな危険から守ってやらないといけない。

そういう中で、さっきから言っているように、デジタル化になることによって、相当な情報をパソコン等の中に入れ込んでいく。そうなってきたときに、やはりそのロックの仕方であったり、そういうふうなのは徹底したものを担当の福祉課は通達するべきだと思います。もしそれが流出するようなことがあった場合は、どういう罰則といたしますか、そういうふうなのを決めていくのか、そういうものもこれからデジタル化の中では必要だろうと思います。福祉課に限らずですね、どこも。だから、それを庁内でもまた話していただいて、新しい、特に令和4年4月以降から本格的になっていくでしょうから、そこの辺りを徹底していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第51号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第51号は提案のとおり可決されました。

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

## 日程第8 議案第52号

○議長（角田一美君）

次に、日程第8. 議案第52号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第52号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書と議案説明資料で説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

それでは、議案書の13ページを御覧ください。

鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改正したいので、この案を提出するものでございます。

改正の概要につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、議案説明資料23ページを御覧ください。

改正理由でございますが、健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布され、令和4年1月1日から施行されることに伴い、出産育児一時金の額について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、健康保険法施行令の改正により、令和4年1月1日以降の分娩から、出産育児一時金の額がこれまでの404千円から408千円に引き上げられることになっております。国民健康保険の出産育児一時金の額は、鹿島市国民健康保険条例において健保令第36条に準じて定めておりますので、今回、健保令の改正に伴い、出産育児一時金の額を改正するものでございます。

また、同時に産科医療補償制度の掛金の額が、1分娩当たり16千円から12千円に引き下げられることになっております。この掛金相当額につきましては、出産育児一時金に加算して支給しており、掛金に係る加算につきましては、国民健康保険条例施行規則で規定しております。

産科医療補償制度については、説明資料の下段、米印の場所に記載しておりますが、分娩により重度の脳性麻痺となった児及び保護者の経済的負担を補償するとともに、原因分析や再発防止を図ること等を目的とした制度でございます。病院等の分娩機関が加入する任意の補償制度であり、掛金は病院等が支払いますが、この掛金相当額は分娩費用に上乗せされることになっております。

以上をまとめますと、出産育児一時金の額は、産科医療補償制度対象の場合420千円、対象外の場合408千円となり、出産費用分として支給する額は、産科医療補償制度を対象とした場合、対象外にかかわらず4千円を増額する内容となっております。

施行期日でございますが、令和4年1月1日から適用するものでございます。

説明資料の下段には、現行、改正後の出産育児一時金の内訳を示しております。

説明資料22ページには、鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表を載

せておりますので、御参照ください。

以上で議案第52号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第52号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第52号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第53号

○議長（角田一美君）

次に、日程第9．議案第53号 鹿島市干潟交流館設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

それでは、議案第53号 鹿島市干潟交流館設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は15ページ、議案説明資料は25ページでございます。

まず、議案書15ページをお願いいたします。

議案第53号 鹿島市干潟交流館設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、鹿島市干潟交流館の休館日を実情に応じ一部改正したいので、この案を提出するものでございます。

具体的な改正内容につきましては、議案説明資料により御説明いたしますので、説明資料の25ページをお願いいたします。

説明資料25ページの2、主な改正内容でございますが、現在、干潟交流館の休館日は12月

29日から翌年1月3日までの年末年始のみといたしておりますが、これに加え、今回、毎週月曜日も休館日として設定するものでございます。この休館日の設定により、これを活用して施設や水槽類のメンテナンス、類似施設等との交流や研修、また、市内小中学校等へ出向いての派遣型の環境教室の開催なども可能となり、さらなる効果的な施設の運用を図るものでございます。

なお、当該月曜日が国民の祝日に当たる場合は、その祝日以後の直近の平日を休館日とするものでございます。

次に、改正に至るこれまでの経過でございますが、本条例は平成30年9月と10月の2回にわたり文教厚生産業常任委員会にて御審議をいただき、翌平成31年4月1日より施行、同月4月13日に干潟交流館が開館いたしました。開館から2年が経過いたしました本年4月から7月にかけて、今後の施設運営に関する会議を重ね、11月18日の全員協議会での説明を経て、本日の提案に至ったものでございます。

次に、施行期日でございますが、施行を来年、令和4年1月1日からといたしております。説明資料の26ページを御覧ください。

ここには、参考までに他市の類似施設の休館日や開館時間、また、下段には干潟交流館の過去2年間の来館者数を記載しておりますので、御参照ください。

説明資料、戻りまして24ページは、今回一部改正の新旧対照表となります。

第5条、休館日につきまして、表の右の欄、改正前のアンダーラインの内容を左の欄の改正後のアンダーラインの内容に改めるものでございます。

以上で議案第53号 鹿島市干潟交流館設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（角田一美君）**

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。5番樋口作二議員。

**○5番（樋口作二君）**

5番議員の樋口作二でございます。

3年前ですかね、大分議論をいたしまして、この条例を可決していただきました。

時代といいますか、当初から道の駅「鹿島」が年中無休で行っているから、ここも当然年中無休のほうがいいだろうというふうなことでやってきたわけですけども、今おっしゃったとおり、メンテナンス関係とかがありますので、やはり生き物等を管理するという意味からも、休館日等があつて、きちっと管理をしたほうがいいだろうということでこのような考えをしていただいたと思ひまして、これは大変いいことかなというふうに思ひましたので、どうぞよろしくお願ひします。

あと、例えば、ラムサール条約登録湿地の荒尾とか、あそこの東よか干潟ですね、それぞれ新しくビジターセンターを開設されております。それぞれ5時までというふうなことでし

ておりますが、ちょっと職員の方を訪問して、あなたたち、6時までではどがん思うですかと聞いたんですけれども、大方5時までのほうがいいというふうな意見でした。

その辺が今回、全員協議会でも若干尋ねたんですけれども、これから5時までと6時まで、これも夏場だけ6時まで開館というふうになっていると思いますけれども、それをどのように考えていかれるのか、質問いたします。

**○議長（角田一美君）**

江島商工観光課長。

**○商工観光課長（江島裕臣君）**

お答えいたします。

開館時間についても検証は行ったところでございます。これまでも委員会とかの説明でも、5時以降の来館者数というのは全体の来館者数の約1%程度ということで、5時まででもいいのではなかろうかというふうには考えたところでございます。

今年度でありますとか昨年度あたりを見てみますと、例えば、8月の1か月を取ってみますと、ほかの月は確かに5時以降は1%なんですが、8月に関しては若干、0.5%ほど増えています、1.5%ぐらいの数の方が来られています。とはいえ、1.5%でありますので、5時まででもいいのかなというふうにも思ったわけなんです、開館初年度はどうだったか、コロナ前はどうかと見てみますと、8月に関していえば、3%ほどの来館者があっています。

ということで、委員会のときにも申しましたけど、単に夕方だから少ないのか、コロナの影響があつての少なさなのかというのがいま一つ、今の状況では把握できないということもありまして、私たちとしましては、あと半年なり1年なり状況を見させていただいて、その動向を見てから、また改めて判断したいというふうに考えております。

**○議長（角田一美君）**

5番樋口作二議員。

**○5番（樋口作二君）**

よく分かりました。本年度の行政視察で、荒尾の水鳥・湿地センターのほうを行政施設させていただきました。あそこは環境省が、国が造ったということで、それなりに立派な建物ができていますので、一概に鹿島市と比較できませんけれども、5時以降云々に関しましては、あそこはその建物自体がぽつんと建っているというふうな状況でございますので、そこを目的に行かない限り、訪れる人はいないというふうな状況ですよ。しかし、「なな海」の場合は、いわゆる道の駅「鹿島」に買物に来られた、あるいはトイレ等で立ち寄られたというふうな方も寄られる可能性がありまして、その分、5時以降の来館者も当然あるのかなというふうなことは感じました。

これからの状況を見ながら、適正に運営をされるように期待いたしまして、質問を終わり

ます。ありがとうございました。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

9番勝屋弘貞でございます。

月曜日を休館日にするということで、我々もこの開館日、時間等を決めるときには大分もめたことを思い出しております。

それで、この「なな海」は、学習の場として修学旅行生等が活用されていると思いますけれども、メンテナンス等で月曜日を休館日にするということで、その辺りへの影響等はどうか考えられるのか、いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

お答えいたします。

せっかく修学旅行とかで来られて、たまたまその日が月曜日で、月曜日だから受け入れられませんよというのはさすがに酷かなと思っておりまして、今回の条例の中に、ただし書と申しますか、この規定にかかわらず、必要と認めるときは臨時に開館し、または休館することができるというただし書を設けておりますので、もしそういう修学旅行生がここで勉強したいというようなときには臨機応変に対応して、休みだけ開館したりとか、そういう対応をしたいというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

分かりました。

それでは、修学旅行等は事前に連絡があって、ただし書のほうで対応できるというのは分かりましたけれども、一般のお客様で、子連れで渦に入ったと。そういった場合に、休館日だとシャワーが使えないのではなかろうかと思うのですが、その辺りはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

シャワー室については年中使えるように開けておりますので、干潟体験をされた方はシャワーは必ず使える状況でございます。（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第53号 鹿島市干潟交流館設置条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第53号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。明4日から8日までの5日間は休会とし、次の会議は9日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時20分 散会